

総務建設常任委員会

令和元年 11月 18日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和元年11月18日（月） 午後3時00分 開会
午後3時07分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増田順弘
副委員長	松林謙司
委員	杉本訓規
〃	梨本洪珪
〃	岡本吉司
〃	西井覚
〃	吉村優子
〃	下村正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員 議長 藤井本 浩

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	松山善之
総務部長	吉村雅央
税務課長	椿本真司
〃 補佐	葛本章子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治
書記	吉村浩尚
〃	高松和弘
〃	福原有美

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第56号 葛城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて

開 会 午後3時00分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開催申し上げます。

皆さん、臨時議会ということでご参集を賜りましたけれども、今回、総務建設常任委員会に付託をされております案件がございますので、慎重審議を賜りますよう冒頭をお願いを申し上げます。

それでは、発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまより本委員会に付託をされております付託事件の議事に入らせていただきます。

議第56号、葛城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 失礼いたします。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま上程になっております議第56号、葛城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

それでは、お手元にお配りをさせていただいております新旧対照表という資料がございますので、そちらでご説明をさせていただきたいと思っております。この表の左側が改正前、すなわち旧でございます、右側が改正後、新となっております。赤色のアンダーラインの部分につきましては改正部分ということで表記をさせていただいております。

この新旧対照表の3ページをごらんいただきたいと思います。

審査委員会条例第6条でございます。書面審理についての規定をしておるところでございます。こちらで、改正内容につきましては、第2項中の引用しております法律名、こちらは行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律という法律を引用しております。この法律が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律というふうに法律名が改められてございます。それとあわせまして、その法律の中で追加された条がございまして、引用しております法律の条がずれたということで、その引用規定を「第3条第1項」から「第6条第1項」に改めるものでございます。

この改正法律でございますけれども、令和元年5月31日に、先ほど申し上げました法律、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を含むかなりの法律の改正が1つにまとめられて改正をされております。その改正法律の名前でございますけれども、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」という長い名前の法律でございますけれども、この法律の中で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律といった法律名を改められたということでございます。

改正の趣旨でございますけれども、行政手続の電子化ですとか、民間サービスを含めた電子

化による利便性の向上を進めるんだという趣旨で改正をされております。

この法律改正によりまして、従来は、葛城市固定資産評価審査委員会への審査申し出に関する書面審査をこの固定資産評価審査委員会がやっておるわけなんですけども、そこでの弁明書の提出につきましては、書面による提出と規定をされておったところでございますけども、こういった法律の改正によりまして、電子情報処理組織を使用して提出することができるようになるものでございます。

新旧対照表の6ページをごらんいただきたいと思います。

附則で施行期日を定めておるわけでございますけども、先ほど説明いたしました法律の施行日につきましては、政令に委任されておりました、当該法律の公布日から9カ月を超えない範囲で政令で定める日とされており、その政令がまだ今の段階では出ておりません。ですので、政令による法律の施行日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するというものでございます。

ちなみに、その施行期日を定める政令でございますけども、内閣官房のIT総合戦略室から出ております資料によりますと、年内には施行するだろうというふうな資料が出ておるところでございます。

以上で、簡単ではございますけども説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第56号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

慎重な審議を賜りましてありがとうございます。これをもちまして総務建設常任委員会を閉会させていただきます。

閉 会 午後3時07分

委員会条例第 28 条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

増田 順弘